

「こころの悩み」相談を
行っています

福祉児童課 内線224

こころの病気や精神的に追い込まれて悩んだり、誰にも相談できないなどでお困りの方を対象とした相談を行っています。専門家（臨床心理士）による相談ですので、お気軽にお越しください。（予約が必要になりますので事前に福祉児童課にご連絡ください）

▼日時 毎月第3木曜日午前9時～正午
※8月、9月、10月、12月、2月は第1木曜日も行います。広報紙又は令和2年度年間行事予定表でご確認ください。

▼場所 総合福祉センター2階相談室
申込み・問い合わせ 福祉児童課

療育相談をご利用ください

福祉児童課 内線224

発達に心配のあるお子さん、障害を持つお子さんの子育て等でお悩みの方を対象とした相談を行っています。相談員は障害を持つ子を育てている保護者の方です。家庭内での療育や実際の子育てで不安に思っていることなどありましたら、ぜひご利用ください。

▼日時 6月、8月、12月、3月
第1金曜日 午前10時～正午
▼場所 障害児・者総合相談センターふそう（扶桑町大字柏森字長畑43番地）
▼問い合わせ 障害児・者総合相談センターふそう ☎（81）6061

障害のある方の相談窓口を
ご案内します

福祉児童課 内線224

福祉児童課には、障害のある方の相談支援を行うため専門の相談員がいます。福祉のサービスのことや生活のことなどで困っていることがありますから、お気軽に福祉児童課窓口へお越しください。

▼日時 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

「ひきこもり」の相談窓口
をご案内します

福祉児童課 内線224

「家族との会話がなない、自室からほとんど出ない、学校、仕事に行けない」などでお悩みの方、相談機関と一緒に今できることを考えていきませんか。誰かに相談してみることが解決の手掛かりになります。

▼県の相談機関
○愛知県精神保健福祉センター
☎052（962）3088
○江南保健所 ☎（56）2157
▼町の相談窓口
○福祉児童課 ☎（93）1111
○総合相談センターふそう ☎（81）6061
○こころの悩み相談（毎月第3木曜日）
※8月、9月、10月、12月、2月は第1木曜日も行っています。

成年後見制度相談をご利用
ください

福祉児童課 内線224

尾張北部権利擁護支援センターでは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人に対して権利擁護に関する相談や利用支援を行っています。

成年後見制度の利用に関して、皆さんからの相談をお受けしています。
●電話相談
月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

●巡回相談 ※要予約
▼日時 毎月第4木曜日（7月のみ第5木曜日）
午後1時30分～午後4時

▼場所 総合福祉センター2階相談室
※広報紙又は令和2年度年間行事予定表でご確認ください。

▼問い合わせ 尾張北部権利擁護支援センター ☎0568（74）5888

カラス除けネットの
貸し出しについて

産業環境課 内線278

生ごみを狙ったカラスやネコによる被害を防ぐため、カラス除けネットの貸し出しをしています。地区役員、又はごみ収集場所に家庭系可燃性ごみを排出される方が窓口にて申請してください。

さい。

▼条件 おおむね5世帯で構成される、可燃性ごみを出す1集積所1枚

▼サイズ 3m×2m

▼お願い 交通の妨げとならないよう、カラス除けネットは使用時に持ち出して被せ、ごみ収集後は片付けるようお願いいたします。

▼その他 破損等で使えなくなったカラス除けネットを交換する場合は、現在貸し出しているカラス除けネットを窓口までお持ちください。

浄化槽設置の補助について

産業環境課 内線276

一般家庭で、汲取り便所及び単独浄化槽から合併浄化槽へ取り換えられる場合に補助金を交付しています。ただし、下水道認可区域や、新築・改築の場合には対象になりません。

事前に申請が必要になりますので、工事前にご相談ください。（件数限定。先着順に受付）

フリーマーケットINふそう
の開催について

産業環境課 内線276

昨年までイオン扶桑店駐車場で開催していましたフリーマーケットINふそうを役場駐車場で開催します。たくさんのご来場をお待ちしています。

介護健康課 内線236

地区サロン紹介



柏森 墨遊会

（場所：柏森中央学習等供用施設）

第1金曜日 13:30～15:30

季節の言葉を小筆で書いています。

高雄 北定松シルバーサロン（場所：北定松公民館）

第4月曜日 10:00～12:00

体操やレクリエーションをしています。
この日は「ぜんざい」をみんなでいただきました。



ます。

調査をお願いする事業所へは、5月中旬より調査員がお伺いします。

なお、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、ご回答をお願いします。

オオキンケイギクの除去を

産業環境課 内線278

オオキンケイギクは、5月～7月頃にかけて鮮やかな黄色の花をつけ、道端や川原などでよく見かけます。

この花は繁殖力が強く、日本古来の植物を消滅させてしまうため、平成18年に特定外来生物に指定され栽培が禁止されていますので、見かけたら除去してください。また、きれいな花だからといって、持ち帰りや栽培・運搬・販売・野外に放つことなどは原則禁止です。

自宅の庭先や所有の農地などに生えている場合は、根ごと引き抜いたものを2～3日天日にさらして枯死させた後、種をまき散らさないよう、袋などで密封し、可燃性ごみとして処分してください。

